

意見書案第3号

介護する人もされる人も豊かに暮らす介護保険制度改正に関する意見書

上記の意見書案を次のとおり提出する。

令和5年10月6日

提出者 つくば市議会議員 皆川幸枝

賛成者 つくば市議会議員 川村直子

〃 あさのえくこ

## 介護する人もされる人も豊かに暮らす介護保険制度改正に関する意見書

「介護の社会化」を目指し、スタートした介護保険制度も今年で23年目になる。3年ごとに制度の見直しが行われ、2014年の介護保険法改正により、要支援認定者が介護予防給付から各市町村の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）へと移行した。給付について政府が財源を確保するが、各市町村の総合事業は、予算の範囲内でやりくりを求められ、市町村により提供するサービスに格差が生まれている。現在、2024年度からスタートする介護保険制度第9期の法改正に向けて、社会保障審議会の中で審議されている。

審議されている内容のうち、私たちに直接関わりがある「給付と負担」については、①高所得者の1号保険料の引上げ②利用料の2割負担の判断基準の見直し③多床室の室料負担④ケアマネジメントの有料化⑤要介護1・2の生活援助の介護給付から総合事業への移行の主に5点である。これらの審議内容は、高所得者の1号保険料の引上げや、利用料の2割負担の判断基準も明示されないまま、介護サービスの利用者の不安が増える方向での検討である。

しかし現実には、コロナ禍やウクライナ侵攻の長期化により、物価上昇が起こり、総務省の2023年7月の発表では、2020年の消費者物価指数を100とした場合105となっている。そして、介護する人は、多くが高齢であるパートナーや生産年齢の子供たちである。高齢の方は、年金生活者の方がほとんどで、これ以上の負担が増えると、介護サービスの利用控えを生み、家族の負担が増える。現在でも、仕事を辞める介護・看護離職者は、厚生労働省の2021年雇用動向調査によると年間約9.5万人もいる。

介護される人も介護する人も自分自身が豊かに生活できる環境を整えるためにも、これ以降の負担を増やす改訂ではなく、全国市長会が示した2022

年「介護保険制度に関する提言」のとおり、国庫負担割合の引上げを検討して、制度の維持を図るべきである。よって、下記の事項を求める。

## 記

- 1 介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。
- 2 介護サービスの利用料については、負担増を行わず、現行を維持すること。
- 3 ケアマネジメントへの自己負担の導入の検討については、課題や影響等を十分に調査・分析した上で検討すること。
- 4 軽度者の訪問介護、通所介護サービスの地域支援事業への移行については、実情等を十分に勘案し、関係者の意見を踏まえた上で、拙速な結論を出すことは避け、慎重に検討すること。
- 5 介護保険制度を支える介護職員の処遇改善を行うこと。
- 6 改めて介護の社会化についての社会的合意形成を図り、介護する人もされる人も豊かに暮らせる取組を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 5 年 10 月 日

つくば市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣

(提案の理由)

介護する人もされる人も豊かに暮らす介護保険制度を求めるため、意見書を提出するものである。